

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和4年11月9日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)丸義工務所	岩手県盛岡市	R4.1.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.1.6送検
黒武工業(株)	岩手県宮古市	R4.2.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	車両系荷役運搬機械を用いて作業を行わせる際に、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R4.2.16送検
浅喜造園	岩手県盛岡市	R4.9.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.9.16送検
(株)トータルシステム	岩手県奥州市	R4.9.16	労働基準法第101条 労働基準法第120条	労働基準監督官に虚偽の内容を記載した賃金台帳を提出したもの	R4.9.16送検
豊間根建材(株)	岩手県山田町	R4.11.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用させたもの	R4.11.9送検
(株)フジサワ	岩手県岩泉町	R4.11.9	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	チェーンソー及び伐木等作業(造材の方法を含む)に関する知識等について特別教育を行っていないもの	R4.11.9送検